

第4期東京都犯罪被害者等支援計画の概要

第1章 計画の基本的な考え方 (P1~)

○ 計画の性格

東京都犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画

○ 支援の基本的な考え方 (同条例第3条に掲げる基本理念)

- ①個人としての尊厳の尊重 ②適切な支援と二次的被害への配慮
- ③途切れることのない支援 ④相互の連携・協力による支援

○ 計画の期間 令和3年度から令和7年度まで (5年間)

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状 (P3~)

○ 都内における犯罪等の現状

- ・都内刑法犯認知件数は減少傾向だが、全国比は年々上昇傾向
- ・強姦性交等の件数は全国と同様に増加傾向

○ 都内における犯罪被害者等の現状 (実態調査結果より)

- ・被害による精神的なダメージが被害者の心身に与える影響は大
- ・犯罪被害者等は、様々な場面で二次的被害を受けた経験を持っている
- ・犯罪被害者等の置かれている状況の世間一般の認知は依然として低い

第3章 施策の基本的な考え方 (P15~)

○ 目指すビジョン 「関係機関の連携強化による支援の充実」

- 基本的な方向 I 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- II 犯罪被害者等を支える社会の形成

○ 計画の推進 庁内各局、区市町村、関係団体等が相互の連携・協力を図りながら施策を推進し、進捗状況は毎年度取りまとめて公表

・数値目標 (令和7年度末)

東京都総合相談窓口の認知度 9.7%⇒ 30%

性犯罪等被害者支援に関する産婦人科協力医療機関数 65か所⇒ 130か所

犯罪被害者等の置かれている状況の認知度 68.9%⇒ 75% 等

第4章 具体的な施策 (P19~)

施策の柱1 総合支援体制の整備 (P19~)

- 総合的な支援体制の整備
 - ・関係機関との調整・つなぎ役となるコーディネーターの配置 等
- 区市町村における支援体制の充実に向けた取組
 - ・コーディネーターによる研修の実施、事例集の作成・配布 等
- 緊急支援体制の整備

施策の柱2 相談体制・情報提供の充実 (P25~)

- 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化
 - ・オンライン方式によるカウンセリング等の精神的ケアの実施
 - ・多摩地域における窓口相談の実施 等
- 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
 - ・性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化 等
- 犯罪被害者等への情報提供の充実
- 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援 (P36~)

- 経済的負担の軽減
 - ・見舞金の給付、転居費用の支援、弁護士費用の支援 等
- 精神的支援の充実
 - ・精神科医等によるカウンセリングの充実 等
- 日常生活への復帰支援
 - ・一時的な宿泊費用・転居費用の支援、都営住宅への入居優遇制度 等
- 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

施策の柱4 都民の理解の増進 (P46~)

- 犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について、様々な機会・媒体を通じて、広報・啓発を展開

施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援 (P49~)

- 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上
- 個人情報管理の徹底に向けた取組